備前市空き家片づけ応援事業補助事業について　　　　　　　　　　　　　・

　この補助事業は、備前市空き家情報バンクに登録された物件の家財道具等の搬出・処分費用の一部を補助することにより、空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）への登録・流動化を促進し、市内への移住・定住促進を図るものです。

１．補助対象空き家

　・備前市空き家情報バンクに登録されている空き家

**※登録された住宅につき、１度だけとなります。**

２．補助対象者（申請できる方）

　次のいずれかに該当する方が補助対象者です。

※ただし、市税等の滞納がある方、暴力団員等の場合は対象外

　・補助対象空き家の所有者

　・補助対象空き家の購入者（入居前または入居後６カ月以内に片付けを実施するもの）

※購入者と所有者が3親等以内の親族である場合は対象外

３．補助対象経費

　・専門業者に依頼して実施する家財道具等の片付け費用

　※家財道具等とは、空き家に残置された電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨など

４．補助金額

　補助対象経費の２分の１以内の額で、１０万円が上限（千円未満切捨て）

５．受付期間

　令和７年８月１日から令和８年２月２７日まで　**※予算が無くなり次第終了**

　※ただし、片づけを開始する２週間前までに申請してください

６．補助金の支給

　請求書の提出後、概ね１カ月以内に指定の口座に振り込みます。

７．注意事項

　・家財道具等処分を行う２週間前までに交付申請書を提出しなければなりません。

８．補助金の返還

　次に該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

　・所有者が、補助金の交付後２年以内に空き家バンク登録を抹消したとき（成約等を除く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 補助金の交付から空き家バンク登録抹消までの期間 | 交付決定を取り消す金額 |
| 所有者 | １年未満 | １００％ |
| １年以上２年未満 | ５０％ |

申請から支給までの流れ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

申請方法及び提出書類

１．交付申請　　家財道具等処分を始める**２週間前までに**次の書類を提出してください。（太字下線の書類は様式があります）

**①補助金交付申請書(様式第1号)**

　②申請者の本人確認書類の写し

　③処分費等の内訳が確認できる書類（見積書など）

　④家財道具等処分（片づけに着手する）前の写真

　⑤売買契約書の写し（購入者の場合）

２．交付決定　　交付申請書の内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

　　　　　　　　　補助金交付決定通知書(様式第4号)・・・市から申請者あてに通知

３．実績報告　　片付け完了後、次の書類を２週間以内に提出してください。

**①補助金実績報告書(様式第8号)**

　　　　　　　　　②処分費等が確認できる書類（請求書・領収証の写し）

　　　　　　　　　③家財道具等処分（片付け後）が確認できる写真（作業中・完了後）

　　　　　　　　　　※写真は、申請時に提出したものと同じところを撮影してください。

４．確定通知　　実績報告書を審査した上で、補助金額を確定します。

　　　　　　　　　補助金確定通知書(様式第9号)・・・市から申請者あてに通知

５．請　　求　　次の書類を提出してください。

**①補助金請求書(様式第10号)**

６．補助金の交付　　請求により、補助金を指定された口座に振り込みます。

　申込・問合せ先

　〒705-8602　備前市東片上１２６番地

　備前市　建設部都市計画課 空家・住宅政策係

　TEL:0869-64-2225　FAX:0869-64-1850 MAIL:bzijuu@city.bizen.g.jp